

令和7年度第2回火災予防の実効性向上検討部会 議事要旨

1 開催日時

令和7年11月5日（水）14時30分から17時00分まで

2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下1共用会議室（WEB会議併用）

3 出席者

(1) 委員

関澤座長、木作委員、中川委員、水野委員、森山委員、
河井委員（八木氏代理出席）、神原委員、北野委員、萩原委員、
増沢委員（藤井氏代理出席）、松岡委員、山田委員

(2) オブザーバー

全国消防長会 事業部
一般財団法人 日本消防設備安全センター

(3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、奥田違反処理対策官、辻係長、延安事務官、
中西事務官

4 配布資料

- 資料1 関係者不在施設における防火安全対策の実効性確保に関する検討について
資料2 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について
資料3 検討スケジュール
参考資料1 火災予防の実効性向上検討部会 開催要綱
参考資料2 火災予防の実効性向上検討部会 委員名簿
参考資料3 関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン
参考資料4 現行の支援の仕組み

5 議事

- (1) 関係者不在施設における防火安全対策の実効性確保に関する検討について
(2) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

6 主な意見交換（○：委員、●：事務局）

- (1) 関係者不在施設における防火安全対策の実効性確保に関する検討について
- 消防計画に盛り込むだけでは、利用者は消防計画を読むことがないので実効性の確保に繋がらないのはよくわかるが、訓練・検証をする主体は誰になるのか。職員がいる場合が前提の話のように感じたが、従業者がいない中で誰が訓練をするのか。
 - 事業者が主体となって実施する訓練を想定している。すぐに駆け付ける場合もあると思うが、利用客に対して火災を知らせるために遠隔監視や放送設備な

どの機器を導入した上で目標時間内に対応行動が取れるかどうかを検証してもらうことを想定している。

- 火災発生を知らせる以外に、避難誘導や初期消火もあり、それらは不在施設では利用者にしかできないことであるが、避難誘導や初期消火の訓練とは、どのようなものを想定しているのか。
- 避難誘導や初期消火の訓練も法令に従って実施してもらうが、本ガイドラインにおいては、まずは火災に気づいて避難させることが重要であると考え、その部分を検証させたいと考えている。
- 当市では民泊に駆け付けの要件などを設けているが、そういったものも含め、「火災を知らせる」ことについて追加で制限をかけるイメージなのか。また、駆け付けの時間などもガイドラインとして盛り込む予定なのか。
- 利用者に火災を知らせる手段として、早期駆け付けを前提とするわけではなく、ガイドラインに示すいずれかの手段で利用者に火災の発生を知らせいただきたいと考えている。なお、ガイドラインでは、駆け付け時間ではなく、一定の目標時間内に対応行動ができるか検証する形で示したい。
- 資料に消防計画に盛り込むと記載があるが、防火管理者が義務となる施設を対象にするということでしょうか。また、遠隔監視などの機器を設置させるにあたり、法的に義務でないものは、関係者への指導が難しいのではないか。
- 防火管理が義務となる施設を対象にしたガイドラインを策定したいと考えている。機器については、導入が困難であるという声が聞かれることも想定されるが、安全性を考慮し、一定の対策を取らなければ過失を問われる可能性があることをもって指導していくことを想定している。
- 人員や設備などのコストを下げるために省人化していると思うので、設備の導入などはやはり難しいと考える。改善策として、ハードルの低いものも挙げたほうが良いと思う。
- 機器の設置を例として挙げているが、他の対策でも対応できる可能性はあると考えている。今後、他の対策についても、検討していきたい。
- ヨーロッパでは随分前から民泊がたくさんあり、利用者は自己責任で利用する。そういうものが日本でも増えてきているが、利用は自己責任であるとすべきではないか。関係者が不在なので初期消火はできない。逃げたり消したりは

利用者自身だということが分かるようにしてもよいのではないか。

- 宿泊施設のガイドラインでは、利用者に事前に不在になる時間帯がある旨を予約段階等で知らせることを盛り込んでいる。他の施設においても、利用前に、不在である情報をどのように知らせていくべきかを検討していきたい。
 - 例えばコインランドリーは見通しもきいて火災が起きてもすぐ逃げられるなどもあるので、用途ごとにガイドラインの変化パターンがあるべきでないか。
 - P17のフロー図でいうと、火災を知らせるまではなんとかなりそうではあるが、その先が困難である。危険性を認識できていない管理者が多く存在すると考えられるため、マニュアルのようなものでチェックすることで、管理者等が全然対応できていないことを気付けるようなものにしてもらいたい。
 - 過失について、火災が起きれば当然結果責任は発生すると思うが、どうやって防ぐかを考えるべきで、過去の判例がこう言っているからといって必ずしも連動はしない。刑事も民事もケースバイケースであり、判例は事故を防ぎましょうという性質のものではない。様々なケースを盛り込んでガイドラインを作ることに尽きるが、自分のところで火災なんて起きないと楽に考えることが一般的で、どの辺りまで安全性を求める必要があるのか。何を目指すのかははつきりしたほうがよいのではないか。
- 関係者不在の施設について、従来にない業態・形態が存在し、危険性が懸念されているため、検討を進めている。一方、関係者がいる場合についても、防火管理上「何がどこまでできていないといけないか」という明確な規定はない。現場からは「抽象的な指示だけでは対応困難」との声がある中で、今後の方向性としては、本来るべき姿を示すことで、安全確保を目指し、用途ごとのパターン分けや事業者・団体への働きかけを検討する。次回提言案に向け、実効性を高める方策を事務局で整理する予定である。
 - 実効性の確保という意味では、責任の所在や危険性を関係者に気づいてもらう・知ってもらうという点が必要と考える。
- 今回の資料では、過去の判例を整理し、様態ごとの危険性の分析を行った。ガイドライン策定にあたり、過去の火災事例を踏まえた危険性や予見可能性を示すことを意図している。

ガイドラインの構成は、資料3「施設ごとに想定される危険性」を基礎とし、

用途別に危険性を整理し、判例を踏まえ、社会福祉施設・宿泊施設などの危険性を具体的に記載する予定にしている。

ガイドラインの目的は、関係者が自らの施設の危険性を理解したうえで対策をとってもらうことである。危険性と対策を関連付けることで、実効性を高めていきたい。

- 判例でいうと、そもそも消防法令を遵守していないケースも多いが、ガイドライン以前に消防法令を遵守することが重要であるため、消防法令自体の周知もお願いできればと思う。そもそも防火管理者が必要かどうかすら知らない関係者が多く、周知されれば安全性が高まると考える。

(2) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

- 消防同意などの羈束的な業務についても、専従の人材確保が難しいことから技術力等にバラつきがあるのではないか。今年度は裁量的な業務を主眼として検討を行うということであるが、羈束的業務についても連携することに意義があると考える。今後どのように検討していくのか。
- 立入検査、違反処理業務について、データ上でバラつきが大きかったところを踏まえ、先行して検討したい。資料で課題として挙げているが、羈束的業務についても今後技術力が低下していくおそれがあると考えており、今回示した連携・協力の形を、裁量的業務を取り口にして、将来的に羈束的業務等にも広げていきたい。
- 当本部で受入研修をしているが、10日程度の短期間であり、タイミング次第では現場経験もできるが、必ずしもできるとは限らず、大抵は研修の方法を学んでもらうことが多い。現場経験を積むことが知識・理解に繋がると考えられるため、長期間の派遣はとても賛成である。実際に同行して、責任を持たせることで身につく面もある。
- 小規模本部からのヒアリングでは、1年など期間を決めて長期間派遣するのは困難であるとの声も聞かれており、柔軟に派遣期間を設定できる形で展開していきたいが、事務局としても長期間派遣は効果が高いと考えている。
- 当本部の取組として、他本部の職員を受け入れて研修を行っている。長期と短期があり、受入実績として、長期については1年間実務を担ってもらうこと

で、メリットを感じている。短期は研修などを実施しており、受入本部としては負担を感じているが、研修生からは本部に戻ってから業務を遂行する上で非常に参考になっているとの好評を数多くいただきており、効果は実感している。

- 当本部でも受入研修を行っているが、人員を出す余裕がないといった声や、長期の派遣は難しいといった声が聞かれている。制度が整ってもニーズがなければ機能しないため、ニーズ調査が必要であると考える。
- 消防本部毎に実情が異なるため、長期間派遣ができる本部もあれば、職員数が少なく派遣が難しい本部もあると思われる。消防庁が間に入って本部同士をマッチングするような位置づけで、ニーズを拾う形で連携・協力の制度を構築していきたい。
- 大規模本部が小規模本部を支援するのは、メリットはあまりなく、ボランタリー的なものでしかないということか。小規模でしか経験できないものがあり、そういったことがメリットに繋がるのではないか。消防庁のほうから、魅力を強調すると良いのでは。過去の好事例を集めて紹介するのも効果的と考える。
- 大規模本部から小規模本部に長期間派遣することで大規模本部側が得られる知識・技能は、おそらくあまりないと思われる。一方で、中小規模本部は、職員1人あたりがカバーしている業務の範囲などが広いため、業務を推進していく経験値は幅広く積めるといった点はメリットとして考えられる。また、委員ご発言のとおり、ボランタリーな精神で、全国的な視点で強い消防行政、あるいは火災安全に貢献することに意義を感じてもらえるかもポイントかと思う。
- 立入検査実施数の減少理由は何か。また、研修の効果として、個人のレベルアップのほか、組織的にも良い効果があったということを強調することで、良いものだと分かってもらえると考える。
- 救急業務のひっ迫や、社会的に消防に求められる業務の範囲が広がっているなど、以前に比べて、マンパワーを予防業務に割くことが困難になっていることが背景にあると考えられる。
効果の強調については、様々な事例を収集し、個人と組織の両方にとってメリットがあることを展開していきたい。

以上